

答弁書第九三号

内閣参質一九六第九三号

平成三十年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員小西洋之君提出「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」及び天皇の退位特例法案と憲法第三条及び第四条との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」及び天皇の退位特

例法案と憲法第三条及び第四条との関係に関する質問に対する答弁書

平成二十八年八月八日の「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」は、これまでの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となるというお気持ちが発せられたものであり、憲法第三条又は第四条との関係で問題はないものと考えている。また、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）については、平成二十九年三月十七日に取りまとめられた「「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」を厳粛に受け止め、その内容を忠実に反映させて、法律案を立案したものであり、この法律案を国会に提出したことは、憲法第三条又は第四条との関係で問題はないものと考えている。

